

第8次清水町社会教育計画

平成28年度～平成32年度

(基本構想、基本計画)

清水町教育委員会

第8次清水町社会教育計画

〔 目 次 〕

はじめに	1
第1編 基本構想	3
第1章 社会教育をめぐる現状と課題	3
第2章 計画策定の趣旨	8
第3章 計画の基本的な考え方	8
第1節 計画の名称	
第2節 計画の期間	
第3節 計画の考え方	
第4章 計画の構成	9
第2編 基本計画	11
第1章 計画の基本	11
第2章 目指すべき社会教育の姿	11
「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」	
第3章 第5期清水町総合計画との関連	12
第1節 総合計画との関連	
第2節 総合計画における施策の位置づけ	
第4章 施策の基本的方向	13
第1節 基本的方向1 社会教育振興	
第2節 基本的方向2 文化芸術振興	
第3節 基本的方向3 スポーツ振興	
第5章 基本的方向ごとの施策と体系	15
第1節 基本的方向1 「学びの力がつながる仕組みをつくる」	15
第1項 青少年教育	
第2項 成人教育	
第3項 家庭教育	
第4項 社会教育施設	
第5項 社会教育推進体制	
第2節 基本的方向2 「先人が培ってきた文化を次世代につなげる」	17
第1項 文化芸術活動	
第2項 青少年の文化	
第3項 郷土の文化	
第4項 文化芸術施設	
第3節 基本的方向3 「町民ひとり1スポーツをすすめる」	18
第1項 スポーツ活動	
第2項 青少年のスポーツ	
第3項 スポーツ施設	
第4項 スポーツ推進体制	
施策の体系	19

はじめに

本町では、平成23年度から平成32年度を期間とする第5期清水町総合計画に基づき「みんなで生き生き 豊かさ育むまち とかちしみず」を本町の将来像として、その実現に向けたまちづくりを進めている。この総合計画は、町民アンケート、100人懇談会、町民と町職員による策定委員会による論議など、徹底した町民参加により、町民自らの手作りの計画として策定されたものである。

この間、教育行政においては、平成23年にスポーツ振興法がスポーツ基本法として全文改正され、スポーツの基本理念が定められ地域の特性に応じた施策を実施することが求められた。そして、スポーツの推進に係る体制の整備として、スポーツ推進委員が設置された。

また、平成27年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育行政の責任体制の明確化、危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的な改革が行われた。

一方、地域の人口減少と地方創生に対応すべく地方創生総合戦略が、本町においても検討され、町民・事業者・行政など清水町を構成する各主体が「協働の精神」と「まち・ひと・しごとの創生」という好循環を通じて持続可能なまちづくりを推進することが求められている。

「第8次清水町社会教育計画」は、これらの変革や諸課題に的確に対応しつつ第5期清水町総合計画の具現化を引き続き図るものとする。

同時に、この計画は、社会教育の計画を立案する清水町社会教育委員及び清水町スポーツ推進委員による町民の学習活動の分析や前計画の評価、課題の整理、期待される施策の検討などをワークショップ方式にて論議が重ねられ提言された「第8次清水町社会教育計画の在り方について」を基とするものである。

清水町の未来を切りひらくまちづくりの目標の一つである「新しい時代を担う人材を育むまちづくり」を目指して、「しみず」の教育の理念である「心をかよわせ、互いに響きあう感性豊かな教育の推進」に、揺らぐことなく町全体で取り組んでいく必要がある。

（一）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（三）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（四）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（五）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（六）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（七）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（八）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（九）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十一）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十二）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十三）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十四）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十五）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

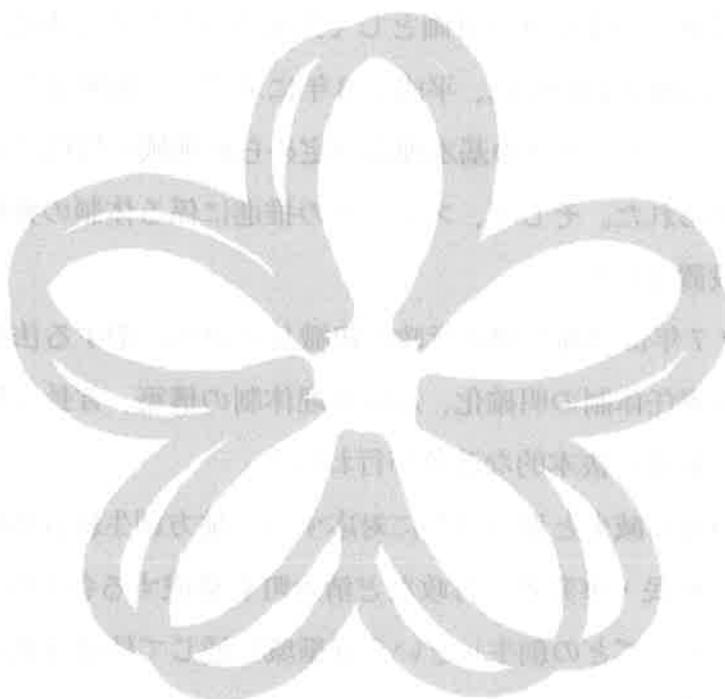
（十六）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十七）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十八）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（十九）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。



（二十一）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十二）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十三）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十四）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十五）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十六）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十七）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十八）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

（二十九）本章所用之語彙，皆為學術上之專有名詞，其義與常言不同者，故不一一註釋。

第 1 編 基 本 構 想

第1編 基本構想

第1章 社会教育をめぐる現状と課題

本町は、地域の絆を強め社会を発展させる上で「酪農のまち」「農産工業のまち」「文化のまち」をスローガンに掲げ尽力してきた。

現在、本町を取り巻く社会・経済状況は、人口減少に端を発する地域社会の維持や地域再生など、長期的に解決していくかなければならない課題が山積しており、それに対して官民間わず取り組んでいるところである。

そのような中、近年、食や農、イベントなどをテーマとした人々に一体感をもたらす活動が、町民中心となって盛んに行われるようになり、地域に魅力と潤いを与えていている。

また、人々に高揚感を与えるスポーツ選手が活躍すると共に、行政では「十勝清水 人・四季塾」を開設し、地域の将来をリードする人材や地域を活性化させる人材が養成されつつある。

これらの動きは、国の「新成長戦略」で提唱されている「地域の住民が地域の課題解決に向けて共助の精神で参加する公共的な活動である『新しい公共』」が育まれつつあるといって過言ではない。

一方、人々の生活は、高度情報化社会が進展するにつれ、社会活動の圏域が広がり個人での活動が好まれ、団体活動や地域活動が敬遠されがちである。

また、労働環境の変化に伴う将来に対する不安感などにより、男女とも60歳代位までは仕事中心の生活が多くなり、生活に潤いを求める「ゆとり感」が減少している傾向にある。

このような社会の変化の中で、本町のまちづくりを進めるためには、郷土に誇りと愛着を持ち、人々のつながりあいを感じて安心して暮らすことができるような地域をつくることが求められている。

それとともに、これまで推進してきた社会教育行政の施策においては、次のような課題が指摘されている。

○青少年教育

子どもを取り巻く環境が変化する中、地域では大人と子どもとの触れ合いに力を入れていたり、行政では効果的な社会教育事業が行われていたりする。

これに対して、地域単位での交流機会をさらに活性化させるとともに、より多くの子どもたちが参加するような事業の工夫が求められている。

○成人教育

生涯学習事業が実施されている中、町民は活発に活動する人と全く活動しない人との二極化の傾向がみられる。活発に活動しているのは時間にゆとりのある女性や高齢者が中心であり、成人男性の参加率は依然として低い状況にある。また、青年層は人と交流する活動への参加が敬遠される上、仕事が多忙で行事への参加が難しい状況にある。

これに対して各世代の現状をしっかりと捉え、対象を絞り込んだ事業や楽しさを感じてもらえるような事業を開発し、学習や活動へ興味や関心を持ってもらうような意欲付けが求められている。

○家庭教育

子育て支援や家庭教育が重要政策として取り組まれているが、公教育における家庭教育への働きかけに苦慮している状況にある。社会教育で実施している事業は効果的で評価もされているが、参加者が固定化している様子も見られる。

こうした状況に対して、社会教育や学校、子育て支援の各組織・団体が有機的に連動した事業を実施して、家庭教育の重要性に気付いてもらえるように働きかけることが求められている。

○社会教育施設

社会教育施設は、公民館や図書館などが町民に有効に活用してもらえるよう積極的に事業が実施されているが、老朽化している施設の維持に苦労しており計画的な整備が求められている。

一方、地域学習施設は利用率が極端に低く、その運営方法にも行き詰まりが見られ社会教育施設としての必要性に疑問が出されている。

こうした状況に対して、町民の活動拠点に対して現在の学習者の要望やスタイルに合わせ大規模改修が求められていると同時に、事業においては町民の要望やアイディアを生かしたりして、メリハリをつけることが求められている。

○社会教育推進体制

町民の自発的、自立的な社会教育活動を促進する上では、情報発信や学習機会の提供が必要である。現在は「ゆうえる」を通して行われているが、その他の手段も工夫する必要がある。同時に社会教育の人材養成の視点を持って、職員研修や委員研修の成果を地域に生かすことが求められている。

また、ボランティア活動を活性化させるためには、潜在的な希望者を発掘して育成することが期待されている。

○文化芸術活動

文化芸術活動は、各種の文化サークルが積極的に活動し、地域行事などでその成果を発表しており、継続的な学びや技術の向上が行われている。

一方、文化団体の活動を育成し発展させるための方策が表れておらず、新たな活動者を掘り起して文化活動に目を向ける人を増やすことが求められている。

○青少年の文化

文化芸術を継承、発展させるためには、活動を次世代につなぐことが必要であり、各種文化サークル等が小中学生の体験教室を実施している。しかし、その参加者は限られている上、活動を継続できる場が十分ではない。

また、青少年に対する指導者の育成体制も十分ではないため、活動分野の枠を超えて活動を担っていく青少年を育成することが必要である。

○郷土の文化

郷土の文化を守り育むためには、町民に郷土に対する認識と理解を深めてもらうことが必要である。しかし、文化史跡や地域芸能などが広く知られておらず、地域固有の文化を発掘、継承する機運の盛り上がりに欠ける状況にある。

こうした状況に対して、保存や保護と共にその意義を丁寧に周知するなどの情報発信が求められている。

○文化芸術施設

文化会館は、文化芸術団体を多数生み出し町民の文化芸術活動を活発化させる場となっている。その文化活動の拠点施設を今後も長期的に活用するためには、老朽化した施設の抜本的な対策が求められている。

また、そこで行われる芸術鑑賞会等は、町民の要望とアイディアを広く取り入れ、多くの人々が様々な文化芸術に触れる機会の提供が求められている。

○スポーツ活動

スポーツは、活動をする人としないとの差が大きくなっているのに加え、個人での健康づくりは活発だが、団体でスポーツを楽しむ人は減少している。また町民大会やスポーツ大会が実施されているが、周知や参加を促す工夫が不足しており、町民の満足度にはつながっていない状況にある。

このことから、町民が一同に広く参加できるイベントによって、地域に一体感をもたらすような方策が求められている。

○青少年のスポーツ

少年期におけるスポーツの果たす役割の大切さと青少年スポーツの現状から生じる課題に対して、保護者に理解してもらうことが重要である。

同時に、スポーツ少年団が積極的に活動している中、学校外でのスポーツに触れる機会のない子どもに対して働きかけると同時に、少年団指導者の活動や育成に対して支援を強めることが求められている。

○スポーツ施設

スポーツ活動は、社会体育施設をはじめとして、学校施設や保健施設、観光施設など様々な環境で行われているが、その活動の拠点ともいえる体育館を代表に社会体育施設全体が老朽化している状況にある。

これに対して、施設ごとに修繕や改築が行われているが、今後のスポーツ環境について行政の考え方や町民の意向が明確になっていないため、本町においてどのようなスポーツ環境を目指すのかを町民と行政が共に考える場が求められている。

○スポーツ推進体制

スポーツを通して人と人との交流が活発になることが求められている。

そのため、スポーツ活動をしていない人への働きかけや個人活動している人同士を結び付ける方策を研究し、人の輪が広がるような活動を推進することが必要である。

同時に、活動のキーマンを発掘して人材を育成するなどして、町民を巻き込んだスポーツ推進体制をつくることが求められている。

第2章 計画策定の趣旨

清水町教育委員会では、「第5期清水町総合計画」に則り、社会教育計画を策定し「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」ことを目指して、各種の施策を実施してきた。

この間、教育委員会制度の改正により、諸課題に対するより迅速的な執行体制や自治体の特色を表せる教育体制が確立された。

また、社会教育行政における新たな事務となった家庭教育の推進や地域住民等による学校等における教育活動等の提供などが、社会的 requirementとして年々強まっている。

一方、本町においては、地域課題を解決するN P Oの設立や地域に潤いをもたらすイベント活動、町をP Rする団体活動などが、町民により自発的に発足し、主体的、能動的に行われはじめているところである。

このような、教育行政の変化と人々の活動意欲の高まりに柔軟に対応して、人々が安心と一体感を感じられる地域を創造するため、清水町教育目標の具現化を目指すことが必要である。

そのため、清水町総合計画のまちづくりの目標を指針とし、教育行政としての主体性を保ちながら、社会教育の振興に関する施策を体系的かつ計画的に推進するためには本計画を策定する。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の名称

この計画の名称は「第8次清水町社会教育計画」と称する。

第2節 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間とする。

第3節 計画の考え方

このたびの第8次清水町社会教育計画は、前期の計画との継続性を保ち、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図るといった生涯学習の理念と、個人の要望や社会の要請にこたえて行う教育を奨励するといった社会教育の役割に立って策定している。

また、計画策定にあたり平成27年11月2日に清水町社会教育委員及び清水町スポーツ推進委員から提言された『「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」社会教育の姿を目指した第8次清水町社会教育計画の在り方について』を、基本計画の基軸とした。

これらを踏まえ、町民の生涯各期における生活課題や地域課題の解決へ向けた方策として、実現可能な5ヵ年の見通しを持った社会教育施策を位置付けるものとする。

第4章 計画の構成

この計画は、次の5章で構成する。

第1章 計画の基本

第2章 目指すべき社会教育の姿

第3章 第5期清水町総合計画との関連

第4章 施策の基本的方向

第5章 基本的方向ごとの施策



第 2 編 基 本 計 画

第2編 基本計画

第1章 計画の基本

「清水町民憲章」の精神に基づき、町民一人ひとりが生活課題、地域課題についての関心を高め、主体的な意志に基づき積極的に学習に取り組み、健康で豊かな生活が送られるよう、生涯にわたる統合した教育の目標である「清水町教育目標」の具現化を目指す。

また、第5期総合計画における基本目標「新しい時代を担う人材を育むまちづくり」を通して、本町のまちづくりを具体的に進める。

そして、人々に一体感を感じてもらい、自発的な学び合いによって地域が暮らしやすくなることをねらいとして社会教育の推進にあたる。

このことを踏まえ、社会教育の目標として「目指すべき社会教育の姿」を設定し、その下に、今後5年間で実現すべき施策の基本的方向を設定して、総合計画と一体的になって社会教育を推進する。

第2章 目指すべき社会教育の姿

「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」

自立した活力あるまちづくりを促進する上で、町民それぞれがまちづくりにおける責任と役割を認識し自発的に行動することが重要である。

そのためには、家庭、地域、行政の連携を通じて人々が社会教育活動によってつながりあい、共に活動する機運を高めて、地域の連帯感や絆を感じてもらうことが必要である。

のことから、長期的展望に立った目標としての社会教育の姿は「人と人とのつながりを深め、主体的に地域をつくる人材を育てる」とする。

第3章 第5期清水町総合計画との関連

清水町まちづくり計画

第1節 総合計画との関連

清水町まちづくり計画

清水町まちづくり計画である第5期清水町総合計画のまちの将来像「みんなで生き生き 豊かさ育むまち とかちしみず」を基軸として、まちづくりの施策の大綱の「新しい時代を担う人材を育むまちづくり」と整合性を図りながら、教育行政としての主体性を保ち施策を推進するものである。

第2節 総合計画における施策の位置づけ

まちづくりの施策の大綱と一体となった施策を展開する上で、社会教育施策の基本的な考え方を次のとおりする。

- 「家庭・学校・地域がともに推進する教育のまちづくり」と「学びの成果を活かすまちづくり」については、社会教育振興を基本的な考え方とする。
- 「文化のまちづくり」については、文化芸術振興を基本的な考え方とする。
- 「スポーツ・レクリエーションに親しむまちづくり」については、スポーツ振興を基本的な考え方とする。

第4章 施策の基本的方向

清水町総合計画における施策の位置付けにおける基本的な考え方を踏まえ、目指すべき社会教育の姿を実現するため、社会教育施策の基本的方向を定め推進目標を設定する。

第1節 基本的方向1 社会教育振興

「学びの力がつながる仕組みをつくる」

社会教育振興においては、青少年が人と交わることの大切さに気付いてもらうことや家庭教育の大切さを理解してもらえるようにすることのほか、時代の変化に的確に対応して住民の学習・活動を支えることが必要である。

また、今後のまちづくりに向けて、ボランティア人材の育成と社会教育活動に対する人々の意欲を呼び起こして、住民の学習活動を活性化させることを目指さなければならない。

これらを踏まえ、「学びの力がつながる仕組みをつくる」ことを社会教育振興の推進目標と設定する。

第2節 基本的方向2 文化芸術振興

「先人が培ってきた文化を次世代につなげる」

文化芸術振興においては、文化芸術に対する評価と意識を高めることや文化活動が発展する環境を整備する必要がある。

また、地域の文化を守る機運を高め、将来の活動の担い手を育成することを目指さなければならない。

これらを踏まえ、「先人が培ってきた文化を次世代につなげる」ことを文化芸術振興の推進目標と設定する。

第3節 基本的方向3 スポーツ振興

「町民ひとり1スポーツをすすめる」

スポーツ振興においては、スポーツによって地域交流の活性化や人々の一体感を醸成することを目指さなければならない。

また、指導者を養成して健全な子どもを育てるこのほか、時代に呼応した施設の整備運営を進める必要がある。

これらを踏まえ、「町民ひとり1スポーツをすすめる」ことをスポーツ振興の推進目標と設定する。



第5章 基本的方向ごとの施策と体系

基本的方向ごとの施策を設定するにあたっては、教育基本法にある生涯学習の理念に即し、社会教育の振興に努めることを基軸とする。

そのため、社会教育法や図書館法、文化芸術振興基本法、スポーツ振興法ほかの社会教育関係法に即して、基本的方向ごとに青少年の活動、成人の活動、家庭教育、施設活動のほか、推進体制の充実などの視点を持ち施策を設定する。

また、各施策を効果的に、効率的に実施するため、事業の活動指標を定めその達成状況などを踏まえた評価を行うとともに、年度ごとに事業の見直しを行い目標の達成に生かすこととする。

第1節 基本的方向1 「学びの力がつながる仕組みをつくる」

第1項 青少年教育

「地域と連携して、人と交わる活動の場を提供する」

行政と地域が協力して青少年の体験活動の場、交流の場を増やし、多くの人とのかかわりを大切にすることを気付いてもらうことを目指す。

そのために、地域で交流できる場を活性化し、子どもたちが地域の大人とかかわりながら成長していく環境を整備する。

第2項 成人教育

「社会教育活動を奨励し、人とつながりあう学びの環境をつくる」

町民の学習要求を汲み取ると共に、活動意欲を喚起することを目指す。そのために、町民の活動を奨励し、誰もが社会教育活動に参加しやすく、そして活動を通して人とつながりあうことができる環境を整備する。

第3項 家庭教育

「気づきと分かち合いの家庭教育の場をつくる」

子を持つ親が家庭教育の大切さに気付いてもらえるようにすることを目指す。そのために、部局間や団体・機関などと連動して啓発活動や学習機会を提供すると共に、保護者同士や町民同士で課題解決する意識を醸成する集いの場を提供する。

第4項 社会教育施設

「時代の変化に的確に対応し、住民の学びを支える」

地域の教育施設であり町民の重要な活動拠点である社会教育施設を再認識した事業運営に努めることを目指す。そのために、時代の変化に的確に対応した施設の整備と、変化する町民のニーズや学習スタイルに柔軟に対応した事業を企画する。

第5項 社会教育推進体制

「まちづくりにつながる人々の学びを活性化させる」

人々の活動意欲を引き出し、学習を活性化させてまちづくりにつなげることを目指す。そのために、町で行われている学習機会や活動情報などを一元化して情報提供する体制をつくると共に、ボランティアの人材を育成し、活動の発展を図る。

第2節 基本的方向2 「先人が培ってきた文化を次世代につなげる」

第1項 文化芸術活動

「文化芸術の評価を高め、地域の活動に光をあてる」

文化芸術活動を活性化し、文化活動に対する人々の評価と認識を高めるこ
とを目指す。そのために、地域で行われている文化活動を掘り起こして光をあ
てると共に、文化の底上げのために活動者が手を携えて活動してもらうよう
積極的に働きかける。

第2項 青少年の文化

「文化芸術をリードする青少年を育てる」

将来の文化芸術の担い手となる人材を育成することを目指す。そのために、
青少年が文化芸術活動に取り組めるような体制をつくる。

第3項郷土の文化

「郷土の文化を守り育む機運を高める」

地域固有の文化を守り育む機運を高めることを目指す。そのために、開拓
史跡や郷土芸能の意義と歴史を伝え、積極的に活用すると共に、町民の創作
活動を活性化させる。

第4項 文化芸術施設

「地域に潤いを与える文化芸術活動が発展する環境を整える」

人々の文化芸術活動が発展する長期的な視野に立った活動環境を整える
ことをを目指す。そのために、文化施設整備のための調査研究に着手すること
や町民と共に取り組む事業を企画する。

第3節 基本的方向3 「町民ひとり1スポーツをすすめる」

第1項 スポーツ活動

「地域に一体感をもたらすスポーツイベントに取り組む」

スポーツを通して地域の一体感を醸成することを目指す。そのために、新たなスポーツイベントに向けて、地域や団体、企業などと協力して、全年齢層でより多くの人々の関心を引き付ける事業を企画して、それをリードする。

第2項 青少年のスポーツ

「スポーツの指導者を養成し、心身ともに健全な子どもを育てる」

子どもを育む大人たちのスポーツへの理解を進めることを通して、青少年にスポーツの素晴らしさや喜びを実感してもらうことをを目指す。そのために、スポーツの持つ効果や楽しさ、夢を積極的に保護者にPRして、活動への動機付けを促すと共に、青少年を牽引していく指導者を養成する。

第3項 スポーツ施設

「時代に呼応した施設の整備運営を住民と共に進める」

町民と協働したスポーツ施設の整備運営を目指す。そのために、スポーツ環境の将来像を明確にして、スポーツ施設の集約や体育館の新築などを町民と行政とで検討する場を設け、時代やニーズに沿った施設の整備運営をする。

第4項 スポーツ推進体制

「スポーツによる地域交流の活発化を図り、活動を支える人材を育てる」

スポーツを通じて人々の交流を活発にすることを目指す。そのために、人の輪が広がるような活動を推進し、地域のスポーツ活動を広報すると共に、人々を結びつける人材を育てる。

第8次清水町社会教育計画 施策の体系

